

第 435 回山形海区漁業調整委員会議事録

- 1 日時、場所 令和 7 年 6 月 10 日（火）午後 1 時 30 分～同 3 時 50 分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室
- 2 報告事項
 - (1) 令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について
 - (2) まき網漁業者と沿岸漁業者の調整会議開催結果について
 - (3) 令和 7 管理年度における特定水産資源【くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）】の知事管理漁獲可能量の変更について
 - (4) その他
- 3 議 事
 - 第 1 号議案
手繰第一種漁業（機船手繰網漁業）の公示について（諮問）
 - 第 2 号議案
めばる刺し網漁業の公示について（諮問）
 - 第 3 号議案
令和 7 管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定および山形県資源管理方針の変更について（諮問）
 - 第 4 号議案
新潟・山形・秋田 3 海区連絡協議会の提出議題について
 - 第 5 号議案
日本海・九州西広域漁業調整委員会における委員の互選について
 - 第 6 号議案
今年度以降の「山形・新潟両海区小型機船底びき網漁業入会操業についての協定事項」について

4 出席者

山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤 栄

会長代理 鈴木 重作

委 員 田代 善幸、本間 優子、和田 光子、齋藤 守、
飯塚 厚司

山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課

課 長 加賀山 祐

課長補佐 高橋 伸明

月峯船長 白幡 英樹

機関長 齋藤 勝三

漁業調整主査 伊藤 寛和

5 傍聴者

なし

6 審議の概要

開会

事務局 これより第 435 回山形海区漁業調整委員会を開会します。

初めに、本日の委員の出席者は 7 名であり、委員の過半数の出席をもって成立するとする当委員会規程第 7 条第 1 項の要件を満たしていることから、委員会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長より御挨拶をお願いします。

会長 6 月に入り海の穏やかな日が増えてきたように思います。仕事の関係で日曜日しか船を出さないのですが、酒田まつり頃まではほとんど船を出すことが出来ませんでした。最近、少し穏やかな日が増えてきたように感じます。

去年遊漁船業法の改正で沖堤防の釣りが出来なくなったので、離岸堤で釣りをしていた人たちはどこに行ったのかと思います。近年、庄内、特に鶴岡の磯場でアジングという小さいルアーでアジを釣るのがブームになっていて、鶴岡の磯場で大きいアジが釣れるので、県外から庄内浜にアジ釣りに来ているという話があります。離岸堤で重いジグを投げている人たちが、シンカーの重さが 1 グラムくらいの軽く小さいワームみたいなものをつけて皆さんアジを釣っているようです。上州屋を見てきましたが、酒田の上州屋と鶴岡の上州屋の店舗構成が全く違っています。酒田の上州屋は昔と変わらず、同じような品揃えですが、鶴岡の上州屋は完全にアジングブームに乗り、アジング用品が半分くらいに増えていました。アジングの全国大会みたいなものが鶴岡であり、今年で 3 年目だそうです。県外の方に庄内の釣りを認知してもらうことで、観光にもつながることなのでいい事だと思っています。6 月のアジは美味しいので沢山釣りたいと思っています。近年あまり釣れなかったのですが、今年は大きいアジが酒田の近くに群れで来ているようです。朝 1 時間から 2 時間くらいで楽しむことが出来る、いい傾向だと思っています。

問題のイカですが（第八十六）若潮丸の船長の話だと、もしかすると今年は少し良いかもしれない、漁獲も去年より少し獲れるかもしれないとのことでした。わからないけどねと、但し書きもありましたが。私にもちょっといいので

はないかという、(別の)情報もありました。それが実現すれば嬉しいと思われました。

本日は、議事が増えております。効率よく議論を進めていただき、円滑に会議を進めていただけるように宜しくお願いします。

議事録署名委員の選出

事務局 ありがとうございます。次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。では、会長、指名をよろしく申し上げます。

会長 議事録署名委員には鈴木会長代理、田代委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同 異議なし

会長 それでは、議事録署名委員は、鈴木会長代理、田代委員のお二方をお願いします。

事務局 報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。委員の方々には事前に送付させていただいておりますが、先ほどの会長のお話のとおり、議案が一つ増え事前配布の間に合わなかった資料もございます。今日お配りした、委員会の次第・出席者名簿の差し替え版、事前に配布した報告1、報告2、本日配布した報告の3、以上の資料はございますか。次に議事の資料になります。資料1、本日お配りした資料の2、以降事前にお配りした資料の番号を順次繰り下げをお願いします。

その他、委員の方々へは全漁調連の会報を配布しておりますので、御確認をお願いします。不足等ありましたらお知らせください。

では加藤会長、進行をお願いいたします。

会長 今日から、事務局が斎藤さんから、おなじみの阿部さんに代わりました。阿部さん簡単に御挨拶をお願いします。

阿部書記 新しい委員になってから1回目の委員会は斎藤がやりましたが、斎藤が半年間の休暇を取ってますので、つなぎとして、12月の中頃までやることになりましたので宜しくお願いします。

会長 市場の辺りを調査で歩き回ると思いますが声をかけてあげてください。
宜しく申し上げます。

報告事項

(1) 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について

《報告1》

議長 事務局から説明をお願いします。

伊藤書記 報告1の資料を御覧ください。令和7年5月12日に山口県山口市で開催されました令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会第61回通常総会について、御報告いたします。

まず、全国海区漁業調整委員会連合会について、簡単に御説明いたします。通称全漁調連と呼んでおります。当連合会は、海区漁業調整委員会の全国組織として、昭和40年に任意団体として設立され、各都道府県の海区漁業調整委員会の連絡協議や中央省庁等への要望活動などを行っており、各都道府県の海区漁業調整委員会の会長が会員となっております。

それでは、当総会の内容につきまして、御報告いたします。山形県からは加藤会長が委員として出席され、事務局では私が随行いたしました。

資料の令和7年度通常総会次第を御覧ください。総会では、五つの議事の第1号議案から第5号議案まで審議され、全て承認されたところです。主なものを御説明いたします。第3号議案の協議事項（中央要望活動）ですが、ページ番号13ページからとなりますので、御覧ください。要望書の内容については、概ね継続要望ですが、15ページにありますように、2点新規要望項目があります。1点目は、海区漁業調整委員会事務局職員の資質向上について、2点目はいか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発です。いずれも、水産庁に対する要望ですが、それぞれ御説明いたしますと、1点目の事務局職員の資質向上については、16ページの要望項目Ⅰの海区漁業調整委員会制度についての4に記載されておりますとおり、事務局職員が頻繁に異動することから漁業法の規定に基づく諮問事項に対する委員会の役割等について具体的な解説書を作成し、事務局に配布することを要望するものとなります。

また、2点目のいか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発については、20ページの2の②のイになりますが、クロマグロの資源の回復によるイカ等への水産資源への影響評価を行うこと、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を実施することを新たに要望するものとなります。

第4号議案では、来年度の総会開催地は東京都に決定しました。

資料の37ページをご覧ください。第5号議案の役員選出では、第18期は、山口県日本海海区の中島会長が全漁調連の会長となり、本県の加藤会長は理事に選出されました。

また、議事終了後に海区委員の表彰、元水産庁長官の長谷成人（はせしげと）氏による講演も行われました。

報告は以上となります。

議長 ただ今の報告に対して、何か御質問、御意見等はありませんか。

全漁調連総会は一応形として、議案があつて質疑応答が可能になっているのですが、過去の全漁調連の総会では、あまり質疑応答はないです。私が過去に一度だけ試しに質問しました。結果、関心あるテーマな事もあつて色々議論になった。結果どうなったかという、ぎりぎり質問がないことで時間調整している会議が延びて会場の利用時間を越えてしまった、ということがありました。だれか一人声を上げると議論になることが、それとなくわかっているのか、言いたいことがあつても言わないのが、暗黙の了解になっている。今回も質疑応答は一切なかった。

伊藤書記のほうから紹介があつた新規要望が2点ありましたが、その中でイカ釣り漁業やマグロによる漁具被害が深刻で、何か良い方法がないか、要望事項に加わっていました。これについて質問したかったのですが、大変なことになると思い止めました。若潮丸の本間船長と親しいので話していると、マグロの漁具被害について、切られる分には仕方ない。切られないから困る。すべてのイカ釣りの仕掛けが乱雑になってしまう。もちろんそこで操業はストップになる。そこで自分はこんなことを考えている。イカ釣りの船はイカが揚がれば良い訳で、マグロを釣ろうとは誰も思っていない。イカ釣りの針をイカの重さギリギリに形状記憶合金で作れば良いのではないか。イカが掛かればそのまま釣れて、それより大きな魚は、その場で曲がつて外れる。形状記憶合金なので、曲がつても元の形に戻る。これで漁具被害は激減するのではないかと考えているが、問題は費用。確かに安くはない。眼鏡のフレームにありますよね。踏んでも元に戻るようなものが。そういったものがあると高いかも知れないが、漁具被害が減るのではないかと考えている。政府が補助を出してくれるといいのだが。

補足でした。他に質問・意見ありませんか。全漁調連にこういったものを出して欲しいとか、ありませんか。各地域から出された要望事項が国に出される。参考にさせていただきますので、宜しくお願いします。

ちなみに山口県は、一昨年日本海ブロックの開催地が下関で、今年は全国

なので山口市で開催になった。今回伊藤さんと一緒に視察もしてきたが、そこで興味を持ったことは瀬戸内海の底曳きです。庄内の底曳きは、底を曳きながら掬うような漁だが、瀬戸内海の底曳きのハモ漁のビデオを見てきたのですが、ガリガリと底を曳いて右往左往する魚を引っ張っていく漁でした。庄内の底曳きしか知らない自分たちは、驚いて帰ってきました。漁獲についても興味がありました。意外と安いと思う魚もあれば、養殖のカンパチが意外と高かった。4分の1（半身で）確か3,800円でした。養殖にしては高いとびっくりしました。

今我々が困っているエソという魚がありますが、エソのお菓子がありました。エソせんべいです。庄内でも参考に出来ないかと思いました。

説明と補足にさせていただきますが、他にありませんか。無いようでしたら次の報告事項に移ります。

(2) 大中型まき網漁業者と沿岸漁業者の調整会議について 《報告2》

事務局 報告2の資料を御覧ください。2枚目以降は以前に開催した時の資料になります。大臣許可漁業である大中型まき網漁業者と県内の沿岸漁業者との操業に関する話し合いや情報交換の場として、水産庁が主催して毎年調整会議を開催しており、海区委員会の委員の方からも立ち合い的な立場で御参加いただいております。

例年、飛島沖と大瀬沖の2つの会議をしておりましたが、コロナ禍以降はZoomによる開催や書面での情報共有のみとなっており、最近では操業上の問題が生じていないことから、今年度も書面で注意事項を確認することとなりました。その情報交換の資料をお示ししております。これは平成元年の資料になりますが、資料が多いので、お時間のあるときにお読みいただければと思います。説明は以上となります。

議長 我々のほうではまき網漁業者と沿岸漁業者とのトラブルはないと認識していますが、こちらで把握していないトラブルはないのか。みなさんの中で近年漁業者との間で経験したことがあるとか、聞いたことがあったら、ここで紹介していただきたい。昔は大瀬あたりで船を近づけてタイを持って行ったなどのトラブルもあったが、鈴木会長代理は聞いたことはありませんか。

鈴木会長代 今はないです。まき網船も来ていないようです。

議長 みなさん、これについてはないですね報告事項ですので次に移ります。

(3) 令和7管理年度における特定水産資源【くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）】の知事管理漁獲可能量の変更について 《報告3》

議長 説明をお願いします

阿部技師 報告3の資料ですが、2枚とばして3枚目の資料から御覧ください。6月2日付けで農林水産大臣からくろまぐろの追加配分にかかる漁獲可能量の変更通知がありました。変更内容は2つの表で示されており、上の表では昨年も行われた小型魚の漁獲可能量を大型魚の漁獲可能量に振り替える不等量交換による変更分です。この場合は小型魚の振替希望数量に係数1.47（都道府県管理区分）を乗じた数量が大型魚の漁獲可能量となります。本県では漁業者や漁協と相談した結果、小型魚の漁獲可能量15.2トン、大型魚の漁獲可能量22.3トンに変更するよう要望したところ要望とおりとなり、変更後の数量は小型魚が13.1トン、大型魚が50.1トンとなりました。

下の表では、不等量交換後の数量に追加配分数量を加えたもので、小型魚が12.8トン追加の25.9トン、大型魚は5.0トンを加えた55.1トンが今回の変更通知による漁獲可能量となっております。

次に、本県における漁船漁業と定置漁業への配分ですが、1枚目の資料に戻っていただきまして、くろまぐろの令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについて、県から「追加配分については全量を山形県くろまぐろ漁船漁業に配分したい」と諮問し、3月の第433回委員会で御審議いただいたところ、諮問内容は適当であるとされ、2枚目のとおり答申がありました。それに則って小型魚については4枚目の表面のとおり漁獲可能量25,900kgのうち25,700kgを漁船漁業に、200kgを定置漁業に配分し、同様に大型魚についても4枚目の裏面のとおり漁獲可能量55,100kgのうち漁船漁業に55,000kg、定置漁業に100kgを配分し、それぞれ6月4日付けで公表いたしました。公表した内容については、今週金曜日に発行される県公報に掲載される予定となっております。また県のホームページにもアップしてお知らせする予定です。

最後に5枚目に6月9日時点の漁獲状況を小型魚と大型魚別にまとめて記載しておりますので参考にしてください。私からの説明は以上となります。

議長 以上の説明について、質問、意見等ありませんか。

飯塚委員 速報で今日までの達成率みたいなのは出ていませんか。

阿部技師 参考の資料は 昨日漁獲された分も加えた資料です。今日のはまだ
です。この資料は県漁協の指導課から送られてくる速報をもとにした漁獲量
になっております。

議長 現状では大型魚の消化率はどうなのでしょう。去年よりスピードは速
いですか。

阿部技師 昨日時点で 60 パーセントくらいです。

飯塚委員 追加配分が決まってからの操業は 2 回くらいですよね。

阿部技師 4 日に通知をしているので操業は 3 回ですね。昨年的大型魚は
17日の速報で 48 パーセントですから、今年はその意味では進んでいます。

議長 冬場のものがなくなるので、そろそろ計画をたてていかないと、いけない。
報告事項ですので、現状も踏まえて了解したということで次に移ります。

(4) その他

議長 その他ですが、委員のほうから何かありますか。他にないようでしたら、
次の議事に進みます。

議事

【第 1 号議案】手繰第一種漁業の公示について（諮問） 《資料 1》

議長 諮問案件ですので水産振興課から説明をお願いします。

加賀山課長 資料 1 をご覧ください。諮問案件ですので諮問文を読み上げます。

～諮問文読み上げ～

担当から説明しますので、御審議のほど宜しくをお願いします。

伊藤漁業調整主査 お手元の資料を御覧ください。1 枚めくっていただき、こち
らの諮問内容は、山形、新潟両海区小型機船底びき網漁業入会操業の協定事項
に基づき、新潟県の手繰第一種漁業の漁業者に山形県が許可を行うため、山形
県漁業調整規則の規定に基づき、その制限措置の内容及び許可等に関する申
請期間並びに許可の有効期間につき、諮問を行うものです。

お手元の資料の 1 の (1) の表を御覧ください。こちらの制限措置の許可又

は起業の認可をすべき船舶等の数の欄に入会操業協定の名称が記載されております。両海区の協定が、次回の協定から1年間の自動更新となる予定であることから、これまでは協定の名称に年度が記載されておりましたが、次回の許可からは年度の表記は行わないこととなります。他の制限措置の内容のトン数などは例年どおりとなっております。

ちなみに、許可につきましては、毎年この時期に、山形、新潟両海区において協定を結んだ後、それぞれの県において許可手続を行っております。

また、(2)の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和7年7月1日から令和7年7月31日までとし、(3)備考のアの許可の有効期間は令和7年9月1日から令和8年8月31日までとしております。(3)備考のイの許可の条件については、山形県内においての手繰第一種漁業の許可の条件と同条件を記載しております。これらにつきましては、事前に新潟県水産課と調整した内容となっております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 この内容について皆さんから質問、意見等ありましたらお願いします。

田代委員 鼠ヶ関のほうでやっていますね。

飯塚委員 今のところ問題ないようなのでいいと思います。

議長 底曳きの方に聞きたいのですが、新潟のほうだと板曳きという漁法がありますよね。山形県では禁止されていると思ったのですが、新潟の船が山形に来て操業していることはないですか。

飯塚委員 県境の所でストップして回って曳いていく。

議長 板曳きの板は簡単に取り外しできるのか。例えば山形県境で板を外して曳いていくことは可能なのか。

飯塚委員 やったことはないのですが、板を外すだけだ、とはいっても船で簡単に出来るものでもないと思う。

議長 力のかかるものなので、がっちり固定はしていると思うが。鉄板ですよ。やわなものではないですね。山形の入会(海域の意味)に入って板のついた状態で曳いていくことはないということですね。

飯塚委員 ないと思います。

議長 先日の山口の視察で、伊藤さんと他県の板曳きについて何も知らないという話をしていました。他県と船体の構造も違うので、もっと勉強が必要だと話しをしました

飯塚委員 許可期間について質問ですが、操業する期間の中で7、8月が休漁期になるが、期日を違わせるのは何かあるのか。例えば、9月から6月の末までの期間の許可にするとか。その期間に合わせてもよさそうな気がするが。許可は1年間で実際に操業できる期間は別途定まっているので、そこを合わせないのは何か理由があるのか。時期をずらすのには訳があるのか。今までそうしてきたからと言われると、何も言えないが、操業してはいけない期間も含めた許可、というのが少し疑問に思ったので聞いてみた。

議長 漁業をできない期間も含めた許可期間という考え方になると思う。多年間の許可期間もあるので、3年の場合、表記しにくくなる。1年間単位で表記するしかないのかと思っていました。事情など知っている方はいますか。

加賀山課長 漁業調整規則の第16条で許可の有効期間を規定しており、3年と1年になっている。ただそれよりも短い期間を定めることもできる。という一文もあるので、飯塚委員の言われていることも一理あるのですが、3年か1年になっていて、なぜそうなっているのかは、ここではわかりません。規則上そうなっています。

議長 これを3年間にするとものすごく表記が細かくなる。6つの期間に分けることになる。こんなところで1号議案は終了します。

【第2号議案】めばる刺し網漁業（知事許可漁業）の今後の許可について
（諮問） 《資料2》

議長 諮問案件ですので、水産振興課から説明をお願いします。

加賀山課長 資料2をご覧ください。こちらが諮問案件ですので読み上げさせていただきます。

～諮問文読み上げ～

詳細は担当から説明します。

伊藤漁業調整主査 知事許可漁業である、めばる刺し網漁業の公示について、御説明いたします。お手元の資料1枚めくっていただき制限措置の内容になります。

知事許可漁業のめばる刺し網漁業については、これまで資源動向を注視するため、許可の有効期間を1年間としていたものを、水研の調査の結果、資源の状況に問題がないと認められるため、次回の許可からは、許可の有効期間を原則の3年間に戻すことについて、前回4月の海区で委員の皆様にご報告させていただいたところです。

現在、めばる刺し網漁業は、10隻が許可を受けており、継続許可につきましては、海区への諮問は不要となりますが、この度、1隻新規許可の希望があったため、諮問を行うものとなります。なお、1の(1)の制限措置については、現在の許可内容から変更になる部分はありません。

また、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、希望隻数の1隻としております。そして、(2)の申請すべき期間は、継続許可予定の方にあわせて、令和7年6月16日から令和7年7月16日までとしております。

なお、有効期間は、継続許可予定の方と同様に、令和7年8月1日から令和10年7月31日までの3年間となります。その他の条件については、既に許可を受けている内容と同じになります。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます

会長 今の報告につきまして皆さんから質問、意見等ございましたらお願いします。

飯塚委員 3年の許可の場合、途中参入、新規事業者が出た場合、期限満了まで待つのでしょうか。3年間の途中で新規事業者が出た場合、途中で許可は出せるのか出せないのか。

議長 理論的に出せるが、実際の許可は海区委員会のほうの検討になる。実際、中間に入った場合の期間は残存期間の範囲になる。次の更新の期間から他の方々と同一の期間になる。

ちなみに、1隻、新規の話ですが、島内の漁船は減る一方だが、この新規は島内なのか島外なのか。

伊藤漁業調整主査 住所は飛島なので島内です。もともと別の漁業をされてい

た方です。

議長 他にありませんか。なければ諮問案件ですので、この内容で回答したいと思います。

【第3号議案】 令和7年管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定および山形県資源管理方針の変更について（諮問）

《資料3》

議長 諮問案件ですので、水産振興課から説明をお願いします。

加賀山課長 本文から読み上げさせていただきます。

～諮問文読み上げ～

御審議宜しくをお願いします。

阿部技師 2、3ページ目のおり令和7年5月12日に農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知があったことに伴い、4～6ページのおり山形県における数量を定めております。

4ページ目に、「まさば及びごまさば対馬暖流系群」に関する令和7管理年度における数量を定める案をお示ししております。知事名の後の方に具体的な内容について記載しておりますので、御覧ください。

「まさば及びごまさば対馬暖流系群」に関する令和7管理年度、こちらは令和7年の7月1日から令和8年の6月末日までの期間をいいます。この令和7管理年度における数量、漁業法第16条第1項に定める数量について、農林水産大臣から本県に定められた都道府県別漁獲可能量でございますが、過去の漁獲実績が少ないということで、例年通り「現行水準」と通知がきております。山形県資源管理方針では、山形県で「さば類」を獲る漁業を総じて「山形県さば類漁業」としており、「現行水準」と定める案としております。

5ページ目に、「ずわいがに日本海系群B海域」に関する令和7管理年度における数量を定める案をお示ししております。本県に定められた都道府県別漁獲可能量は「128トン」と通知がきております。山形県資源管理方針では、山形県で「ずわいがに」を獲る漁業を総じて「山形県ずわいがに漁業」としており、「128トン」と定める案としております。

6ページ目に、「まだら本州日本海北部系群」に関する令和7管理年度における数量を定める案をお示ししております。「まだら本州日本海北部系群」は「ステップアップ管理」としており、沖合底曳き網漁業、青森県、秋田県、山

形県、新潟県、富山県、石川県における系群全体の漁獲可能量は2,600トンであり、本県に定められた都道府県別漁獲可能量は「試行水準」と通知がきております。「試行水準」とは、水産庁が設定している単語で、ステップ1では「参考数量」と示していました。水産庁が管理する上で単語の名称を変更しただけで、意味合い的には変わらず、ステップ2では、水産庁が適切な管理手法をどのタイミングで行うかを検討する段階で、漁業者や現場レベルでは、ステップ1とほとんど変わらないとのことでした。

8～18ページは、該当魚種における水産政策審議会の資料なのですが、18ページが試行目安数量、TACの全量に過去5か年（平成30年から令和4年まで）の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量となり、本県は351トンとなりますが、もし、この数値を超過しても罰則はありません。あくまでも管理を行う際の目安となる値となります。

6ページに戻っていただき、山形県資源管理方針では、山形県で「まだら」を獲る漁業を総じて「山形県まだら漁業」としており、「試行水準」と定める案としております。

次に7ページを御覧ください。「山形県資源管理方針の変更について」です。国の資源評価におきまして、「ごまさば東シナ海系群」の名称が「ごまさば対馬暖流系群」に変更されることとなりました。そのため、令和7年度より、特定水産資源の名称が「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」から「まさば及びごまさば対馬暖流系群」に変更することとなり、5月2日（金）の水産政策審議会137回資源管理分科会で諮問され、その結果、答申されました。そのため、国の方針変更に準じて、山形県資源管理方針でも名称を変更するものです。なお、この変更については、全ての都道府県で同様の変更を行っております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 この内容について皆さんから質問、意見等ありましたらお願いします。

飯塚委員 ズワイガニのTAC管理についてですが、毎年、隣の県から譲ってもらった記憶があったのが、そのような事はあるのか。

加賀山課長 水産庁が留保枠を開放するというような考え方はあるが、他の県から譲る考え方はないと思う。

齋藤委員 底曳きでTACを越えた場合罰則はあるのか。マダラにはないが、ズワイガニには罰則があるのか。

議長 翌年減らされるのではなかったか。

飯塚委員 毎年のように話が出るのだが、操業の仕方では獲らないようにするとか、底曳きで一日3回の網曳き（回数制限）で資源管理をしているが、隣の県に行くと、丸一日フル操業で同じカニを獲っている。過去の実績があるからと言われたらそれまでだが、資源管理をやっている所は、増やしてもいいのではないのか、という話が漁業者から出ているが、要望を国に申し立てる機会はないのか。

阿部技師 国ではベニズワイガニをTACの対象にしたいと考えおり、そのため先日各県に意見照会をしました。このような時水産庁に具体的に現場はこういう状況だから、こうしてほしいという、意見を添付して回答することはできません。実際漁協さんからの意見を踏まえて回答したことはあるので、数量の照会を受けた時、意見をつけることは可能です。

飯塚委員 できるのであれば、漁業者から多く聞いているので、是非とも枠を広げる方策をとってほしい。前も言ったことはあるが、事務局（県の意味か）の声の高さ、相手への訴え方で違うので、強く言っていただいて、少しでも数量を多くしてほしい。

齋藤委員 TACの数量ですが、飯塚委員が言っているのは一昨年大量に獲れたときに3回すらやらないで2回で辞めた時があった。TACが超えそうなのでやらない様にしましょう、という年があった時の話で、確かにTACのトン数は増やしてもらおうほうがいいと思うが、いっぱい獲れるからといって、獲っていれば将来に資源がなくなるから、我々は3回で止めている。昔のように3回も4回も操業出来たほうがいい。今はハタハタ、タラも獲れない状況で底曳きはズワイガニに依存している。そんな年が続いている。

私が伺いたいのは、先日の県庁の会議で衆議院議員の方々がいらしていましたが、副大臣がきたときに伺ったことですが、昨年北海道からオオズワイガニが大量に入っている。それは全国レベルで規制できないのか。春から今の時期でも、こちらのスーパーに並んでいる。11月、12月も大量に出回っており、去年の統計はまだ見ていないが、北前ガニは前年よりも去年は安い推移だと思います。せっかく山形県のブランド蟹として知事も頑張ってくれているのに、それが全ての影響とは思いませんが、大量に北海道から来るが、その影響は少なくないと思っています。例えば一年中獲っているので、

規制してほしいなど、意見書を提出することは可能でしょうか。

議長 確かにオオズワイの問題は出ている。昔は、オオズワイは未利用魚でした。売れないから獲らない。獲らないから増えた。今度は、北海道でズワイガニが減った。だったらオオズワイを獲ってみよう。獲ったら大漁だった。従来オオズワイは1杯200円から300円しか値段がつかなかった。今、本ズワイが希少なのでオオズワイに思ったよりも高値が付いた。喜んで獲りだした結果、本州の本ズワイの価格が圧迫されている。そういう実情はあるが、資源管理の対象魚種になっていない。今、にわかには獲りだした魚種を規制する制度はない。漁業者間の話し合いで、お互い漁をする仲間なのだから、オオズワイで価格を圧迫しないようにする話し合いをして自主的な規制は可能だろうが、現在、法的な規制はない。

齋藤委員 北海道から来るオオズワイは、漁獲規制をする話の魚種ではないということですね。

議長 そうです。現在オオズワイは西日本まで流通している。高値で取引している。1杯1,000円から1,500円で以前よりいい値段になっている。そんなにオオズワイはまずいのか、と言うと、そんなにまずくはないという意見もある。オオズワイのほうにシフトしてきていると感じている。

齋藤委員 私も食べましたが、いわれるほどまずくはない。(しかし)食べ比べればみんなが、庄内のカニがおいしい、と言うと思う。

議長 そこが価格差だと思う。ただ代替品が増えてしまうと、メインの値段が下がってしまう。だからお互い様ということで漁協同士の話し合いや協定でやっていけばいいと思う。話し合いを自主的に漁協で進めていけばいいと思う。全国では安くて美味しいこんないいものがあるのかと、受け止められている節があり、確かにズワイの魚価を圧迫する現象は現実にあると思う。昨年度まで委員だった池田さんも、オオズワイの影響で商売がしにくくなったと言っていました。現在漁協同士の話し合いをするなど動きはないですか。民間主導で話し合いをしたほうがいいと思う。

飯塚委員 むしろ地域の努力で未利用魚を価値のあるものにしたのに、それを辞めろとは、言えないと思う。

齋藤委員 むしろ、評価されるべきことだと思う。難しい事案だと思う。

飯塚委員 北前ガニの単価が下がったのは事実だが、努力して価値を付けたオオズワイに対し辞めろとは、言えない。個人の感想だが。

先ほどの話だが地元の努力でTACの枠内でやっていて、混獲も少しはやっているのだが、混獲すらTACの枠を越えようとする段階で、もう少し枠を増やすべきではないのか。取り組んでいる努力が評価できるようにトン数を増やしてほしいという話です。

議長 TACの数量の決定ですが、TAC数量の割り当てに対する消化率で翌年の配分量が変わることはあるのか。達成率をキープしていると、少しずつ増えていくいくとか、達成率が下がると翌年大きく下がるとか。効率の良い獲り方をすれば、増えていくのかと思っていたが、どうなのか、私もよく分かっていない。

加賀山課長 漁獲実績の割合だけでやっていたと思うので、消化率の高い所の割合が増える可能性はあると思う。

議長 あまり欲張って枠を増やして達成率が下がると、逆に（大幅に）下がる可能性もある。うまく資源管理をすることが少しずつ枠を増やすことにつながるのではないのか。

飯塚委員 枠がない中で枠を超えないように努力している。枠があればもっと獲れるはずだと思っている。資源管理をやりながらやっている。その努力を訴えてもっと量をもらうべきだと思う。実際に何年も試験操業をやっているが、資源が減っているのか。山形県のズワイガニの（調査）結果はどうなのか。

阿部技師 県としての評価はでない。試験操業は日本海区水産研究所でB海域の資源量を出すための調査で、山形県の資源を評価する調査ではない。

飯塚委員 山形県でもやっているのだから数字を見ればわかるはずでは。

阿部技師 それは、わかります。

飯塚委員 実際に減っているのであれば、枠を増やせなどとは言えないが。

阿部技師 水研を離れて4年経つので確かなことは言えないが、その時点では、今後ズワイガニが増えると評価していた。去年獲れたのはその結果だと思う。

飯塚委員 去年だけでなく実態として獲れているという話を聞くので、この発言をしている。減ってきたという話は聞かないので、だからこそ、山形県においてはTACの配分量も増やすように言っている。TACが始めるときは、過去の実績を見て割り当てをしている。元から配分量が多い所はそのまま、多く獲っているが、隣の県なのに違いがあるのはおかしいと思う

阿部技師 記憶違いかもしれないが、TACが始まった当初は50トン未満だったと思います。前任の斎藤が作った資料だが、資料をみて数量は増えたと感じた。

飯塚委員 まだ足りない。増えてきているのはわかっている。毎年少しずつは増えてはいる。

阿部技師 飯塚委員の言うとおりの、水産庁に意見をいう機会があれば言っていきたいと思っている。委員会が始まる前、ズワイガニのステイクホルダーの会議が7月15日にあるとの連絡があった。漁業者も参加できるので、漁業者の生の声を聞かせてほしいとのこと。開催の案内がきたら、底曳協議会をとおして御案内しますので、是非御参加下さい。そして意見を言ってほしい。

飯塚委員 努力している所が日の目を見ないのは違うと思う。すぐ隣の県では、無法地帯ではないが、柵があるわけでもないし、入会も仲良くやっているからこそ、増えているのもわかっているが、声を大にして訴えてほしい。

阿部技師 ちょうどズワイの目標設定の時期にもあたるし、数量照会は毎年あるので、言っていきたい。

議長 実際TACの数量は謎の所がある。

田代委員 TACの数量については、ズワイガニに関して、13ページのTACの数量は年度別令和3年から令和7年度までの数字が出ているが、令和7年は910トンと一番大きくなっているが、それはなぜなのか。B海域が多くなりA海域、C海域が少なくなったのか。TACは全国的に数量が決まっています。その中で、B海域が増えたのはなぜなのか。

阿部技師 資源評価です。

田代委員 資源評価（増えている）と受け取っていいのですね。いいほうに受け取っていいのですね。

議長 基本的には、推定資源量の計算になるが、推定資源量は漁獲実績に基づいている。本当に資源が増えているかは分からないが、現在は漁獲量から資源量を推測して、調整している。島根、鳥取の方は最近不漁が続いているのでTAC数量も減っていると思う。

田代委員 山形県は資源保護をやり、資源保護を頑張っているので数量が128トンまで増えてきていると解釈してよいのか？今の話では山形県の数量は評価されたので数量が上がったのか？B海域の中の分配率として上がっただけで、資源保護をやっているから上がったわけではない。山形県も、全体の数量で上下しているのだから、これから大幅に下がるようなことがあると困ると思う。

飯塚委員（山形県は）上がりようがない。なぜなら獲らないようにしているのだから。漁獲量だけで見れば上がる要素はない。他の県ではそもそも枠が多いから50パーセントの達成率であっても多く獲ることができる。漁獲量だけで前年度と比較して、配分率を決めるのは愚の骨頂だと思う。（資源保護の）努力している所としてないところの違いがあるのだから、努力している所はもっと評価して枠を増やしても良いのではないかとやっている。船を休んでいる所と休んでない所をどうやって比較するのか？漁獲が増えないのは漁を休んでいるからということをもっと評価しても良いと思っているので、声高々に発言している。

阿部技師 是非、ステイクホルダー会議に参加（して発言）して下さい。

議長 理想論からいくと系群内の都道府県で横の連絡を密にするなど、自主規制をしてみんなで共存共栄をしていかなければいけないと思う。県ごとの調整には、権限がないので、それが必要だと思う。そうするとより公平な、努力が報われる配分ができると思う。

そろそろ意見も出尽くしたと思うので、この諮問案件はこの数量を前提とした案で、県の方針につきましてこの内容で回答します。

【第4号議案】新潟・山形・秋田3海区漁業調整委員会の提出議題について

〈資料4〉

事務局 前回の委員会で3海区連絡協議会での提出議題について御協議いただき、本海区からは「火光釣りの現状と課題および解決策」について議題に挙げることにしました。そのことについて、会長と相談しながら資料4のとおり案を作成したので、御説明いたします。

～本文読み上げ～

これについて御意見を申し上げます。

議長 あくまで、3海区の意見交換の場に議案として出してよろしいかという話です。前回の内容を整理して、この形にしました。ちなみに新潟、秋田の漁業者の火光釣りルールは把握しているか。他県はトン数制限がないと聞いているが。

伊藤書記 新潟、秋田は、漁業者のトン数、光力制限はないと聞いています。

議長 なぜ山形県だけあるのか。海の広さが違うのだが、山形県の取り組みを知ってもらっても、意味があると思う。この議案で宜しいですね。

先日打ち合わせをしていて、疑問に思ったことは、現状は5トン未満だが、例えば、4.9トンの漁船が火光釣りをしている。仲間の6.9トンの船がきてロープで繋いで釣ることは可能なのか。たまに釣り船で見る。10キロワットの光力制限は守っているが、自分の船に集魚灯がなくて仲間の船にはある。繋いで釣りをしていることを見かけたことがある。光力制限が解除されないのであれば、仲間の船につないで漁をする船が出るのではないか。自船に集魚灯がなければ規制出来ないような気がします。前回伊藤さんとそんな船が出てこないか、という話をしていました。

飯塚委員 夏イカと魚とは違うのだが、夏イカが多く釣れた時、仲間の船を呼んで繋げて操業した時もある。しかし、船に移ることはない。

田代委員、提出議題についてはこれでいいと思う。酒田の漁師から色々な話を聞いたが、漁業者は10キロワット、遊漁船は30キロワットの光力制限あり漁業者が損をしている感じがすると。昔は（経費が嵩んで）30キロワットの電気を付けられず、みんな10キロにしたと思っているのだが。今遊漁船は30キロワットをほとんどがつけている。色々な人から聞くと、ルールを守るのであ

れば、参入していいと話しているが、5トン以上の船も、悪いことをせず、しっかりルールを守ると言うのであればやっても良いと。でもその時々で言ったとか、言ってないとか話が違うので。まずきちんとルールを作ってやってみて、不都合があれば修正するなどレベルアップしていけば良いと思う。

飯塚委員 何で10キロワットに抑えたのか？いつ頃制限が生まれたのか事務局で把握しているか。

議長 相当前です。

齋藤委員 大昔の話だ。我々（底曳船）がイカ釣りをしていた頃の話。

飯塚委員 自分が聞いた話だが、昔は経費がかかり10キロワットなら付けることができるだろうが（30キロワットとなる）と、聞いたことがあるが、現在は光力もハロゲン、LEDなど色々ある。時代は変わってきている。

齋藤委員 今回は3海区協議会に出す議題についてだが、近い将来、この会で結論を出す時が来ると思う。

議長 漁船は減ってきているので、賛成の意見が多く出ると思ったら、反対の意見もある。聞き取りの途中経過です。ルールを決めても破る人はいるのではないかという危惧感から反対意見がある。

鈴木会長代理 3海区協議会に出す議題はこれでいいと思う。言えることは、規制をするのはいい。みんなの海なのでみんなが使えばいい。地元の人たちと常に協議しながらトラブルを回避する。ある程度モラルを持ってもらい操業する。そこに遊漁が絡むと違反しようとする人がいる。それについて県は取り締まり、管理するのか、違反する人をいかに減らしていくのか、山形県の問題だと思う。

議題はいいとして、会議から戻り、県として管理方法も提案してほしいと思う。今のままでは浜に問題を投げている。浜では小さなトラブルになる。その中に遊漁だけではないが、少数の人が違反をする。規制やルールが反故にされる。そういう人達にはモラルをもつように指導しないと、何を決めても意味がないと思う。

議長 そうなるとルールを守っているか確認するため、夜間取り締まりが必要

になる。

鈴木会長代理 夜間の取り締まりとは限らず、浜の関係者と常に話をするだとか基本的な考えを持っていれば、そんなにトラブルは起きないと思う。理想だが。

議長 今日は3海区の議案についてなので、このくらいで次に移ります。

【第5号議案】日本海・九州西広域漁業調整委員会における委員の互選について 《資料5》

事務局 資料5を御覧ください。水産庁からの日本海・九州西広域漁業調整委員会の互選委員の互選結果の報告依頼についてです。

2～4ページは広域漁業調整委員会の概要、仕組み、区分に関する資料となります。5ページ目には海区区分の図が載っておりますが、広域漁業調整委員会は都道府県の区域を越えて広域に回遊分布する資源を対象として資源管理する事項において協議を行うことを目的に、国の常設機関として設置されております。海域ごとに、太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会、の三つの委員会があり、山形海区は日本海・九州西広域漁業調整委員会に委員を1名選出しております。また日本海・九州西広域漁業調整委員会には九州西部会、日本海西部会、日本海北部会の三つ部会があり、山形海区は日本海北部会に入っております。

日本海・九州西広域漁業調整委員会は年に2回、11月頃と3月頃に開催されておりますが、必要に応じて臨時的な開催もあります。任期は4年で、現在は加藤会長に委員として御活躍いただいております。現在の委員の任期は今年の9月30日までで、10月1日から次期委員の任期が始まるので、本日の委員会で互選いただきたいと思います。また、近年はWEBでの会議も取り入れており、会場である東京まで行かなくとも出席できますので、その辺もお考えいただき選出のほうよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。私は2回のうち1回はWEBで参加していました。この中から広域漁業調整委員を出すのですが、自薦、他薦かまいませんのでありませんか。

飯塚委員 加藤会長、引き続きお願いします。

一同 異議なし

議長 みなさんが宜しければ委員を引き続きお引き受けします。

クロマグロなどの規制の委員会指示も、この広域漁業調整委員会で発っ
ています。現在はまた変わりましたが、クロマグロの一人1尾持ち帰り
は、私が提案したのですが、今年はどうとう1ヶ月一人1尾に変わりました。
もう少したつと一人3ヶ月に1尾となります。太平洋側は日本海側に対
しまだまだ減らせとっています。現在は太平洋と日本海の戦いになっ
ているようです。

それでは、広域漁業調整委員は引き続き私のほうで委員を続けたいと思
います。

ちなみに中島全漁調連の会長は広域漁業調整委員でもあったのですが、
今年から全国の会長になったので、広域漁業調整委員会の委員は下りて、
別の委員を山口県から出すことになるそうです。

**【第6号議案】今年度以降の「山形、新潟両海区小型機底びき網漁業入会操業
についての協定事項」について 《資料6》**

事務局 資料6を御覧ください。新潟海区とは、小型機船底びき網漁業の入会
を行っておりまして、協定内容をお示ししております。

昨年度までは1年ごとに協定を締結しておりましたが、新潟海区から「協定
は安定して推移していることもあり、原則として自動更新としたい」という旨
の要望があり、昨年10月に新潟海区から協定案の提出がありました。内容
については、昨年12月の431回委員会、今年2月の432回委員会で協議さ
せていただきましたが、特に異論が無かった事から、「山形海区として正
式に承認する」旨を新潟海区に回答しております。なお、本日お示しして
いる資料は、両海区の会長名と協定締結予定日の7月1日が入っている資
料で、今年の5月14日に新潟海区から提出がありました。

山形海区は今年度から新たな体制になったこともあり、昨年度の委員会
で特段問題無いとの結論となっておりますが、内容について、今回の委員
会で改めて御確認いただければと思います。

今後のスケジュールは、協定締結は予定通り7月1日に行い、押印等の事務
は両海区の事務局が行います。また、7月に開催予定の3海区連絡協議会で、
押印付きの協定書を確認し、間違いなく協定が締結されていることを出席委
員で確認する予定です。

協定の内容や今後のスケジュールについて、御意見がある方はお申し付け
いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長 これまで期間を1年間とし、更新なしの1年の締結としていたが、新潟海区から、内容も安定し変更点もないので特段の変更があればその都度、検討して、とりあえず自動更新方式で期間は1年ですが、自動的に更新されていくようにする案が新潟県のほうから出されました。山形県も特に問題はない。新しい委員も入ったので再度確認です。

あくまで協定そのものは自動更新になりますが、協定の実施状況については、3海区の協議会は毎年あるので、その時に今の入会協定の協議そのものは、協議する。期間は1年間を自動的に更新していくが実施状況は毎年両県が集まった時に話し合っただけで検証していく。決して内容についても一任のような話ではありません。あくまで契約の期間が自動更新になるということです。これについて質問等ありませんか。

一同 はい

議長 この内容で新潟県と締結を結びたいと思います。

3海区の協議会ですが今年は7月の末の予定です。

事務局 現在、新潟海区からは7月の最後の週になりなりそうだと連絡が来ます。場所は村上の駅前に会場を借りる予定だそうです。

議長 最近は大抵、村上の駅前に借りているようです。新潟（開催）の場合秋田からも来ますので、新潟なら山形、秋田に近い所ということで村上が選ばれているようです。例年山形県の参加者が少ない。是非ふるって御参加下さい。新潟、秋田と意見交換のできる貴重な機会ですので、より多くの皆さんの出席をお願いします。

その他

議長 本日の議題としては以上ですが、その他として委員の皆様から何かありますでしょうか。

ちなみに大きいアジが釣れるといった話ですが、底曳きで大きいアジは獲れますか。

齋藤委員 定置で大漁だと聞いている。先月から今月にかけて三瀬の定置でアジ、タイ、ヒラメ、ゴマサバも獲れる。とにかく好ましい魚の量です。毎日100万円以上の水揚げだそうです。

議長 ちなみに今年由良でアジ釣りの全国大会があったが、優勝者は地元鶴岡の方です。総キロ数で競うのかと思っていたが、大きさでした。一番大きい魚を釣った方が優勝だそうです。優勝者が釣ったアジは39.5センチでした。

少し思った事がある、とにかく使うみち糸が細い。0.3号で簡単に切れてしまう。切れると海の中に細い糸が漂う。それを心配しています。

他に無ければ、事務局から何かありますか。

事務局 次回の委員会の日程ですが、「8月5日火曜日の午後1時半から」お願いしたいのですが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議長 次回の日程は「8月5日火曜日の午後1時半から」ということで皆様よろしいでしょうか。

一同 異議なし

議長 それでは、次回は「8月5日火曜日、午後1時半から」ということで、皆様予定しておいていただければと思います。

閉会

議長 それでは、これで第435回山形海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、迅速な御審議に御協力いただきましてありがとうございました。

上記のとおり第435回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和7年6月10日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤 栄 

会長代理 鈴木 重作 

委 員 田代 善幸 